

社会福祉士養成施設等報告(2019(令和元)年5月1日現在)

1 法人情報

法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先	学校法人 都築学園 815-8511 福岡県福岡市南区玉川町22番1号 TEL:092-541-0161 FAX:092-541-5229
法人代表者氏名	理事長: 都築 仁子
大学等以外の実施事業	https://www.tsuzukigakuengroup.com/affiliated_school/institute_1
財務諸表	http://www.daiichi-cps.ac.jp/images/material/2/files/H29zaimu.pdf

2 大学等情報

大学等の名称、大学等の住所・連絡先	神戸医療福祉大学社会福祉学部健康スポーツコミュニケーション学科 679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5 TEL:0790-22-2620 FAX:0790-23-0622
大学等の代表者氏名	学長: 都築 明寿香
大学等の開設年月日	2000年4月
学則	学則: 1ページへ
研修施設、図書館(蔵書数を含む。)等の設備の概要	http://www.kinwu.ac.jp/equipment/index.html H30年度受入統計表: 28ページへ

3 養成課程情報

養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)	29ページへ
定員	100名
入学までの流れ(募集、申込、資料請求先)	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項請求 ・願書提出 ・入学者選抜試験 ・合格発表 ・入学式 ・学科ガイダンス(養成課程に関する説明会) ・履修登録 ・資料請求先 〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5 神戸医療福祉大学 入試広報課 TEL 0790-22-6947 FAX 0790-22-6452 E-mail info@kinwu.ac.jp
費用	学費: http://www.kinwu.ac.jp/nyushi/gakunoukin.html 学外実習教育費: http://www.kinwu.ac.jp/images/material/51/files/johokokai2019_8_3.pdf
科目別シラバス	http://www.kinwu.ac.jp/syllabus/index.html?pid=26970
教員数、科目別担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)	科目ごとの担当教員名: 30ページへ 専任教員略歴: 31ページ
教材	科目ごとのシラバス参照
協力実習機関の名称、住所、事業内容	32ページへ
実習プログラムの内容・特徴	36ページへ

4 実績情報

卒業者の延べ人数	176名(2013年度学科設置)
卒業者の進路の状況(就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数)	55ページへ

5 その他情報

その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報	http://www.kinwu.ac.jp/exam/index.html?pid=13313
-------------------------	---

神戸医療福祉大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、人と環境に優しい福祉の心をもった人材を国際色豊かに育むことを目的とする。

(本学本部の位置)

第2条 本学本部は、兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966番地の5に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 本学は、第1条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科及び収容定員

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部、学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(単位 人)

学 部	学 科	姫路キャンパス		大阪天王寺キャンパス	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科	170	680	—	—
	健康スポーツコミュニケーション学科	100	400	—	—
	経営福祉ビジネス学科	—	—	130	520
	計	270	1,080	130	520

2 各学科の人材養成の目的を次のように定める。

(1) 社会福祉学科

高齢者、障がい者、児童、貧困者等を対象に、身体・医療的側面、心理・社会的側面、経済・制度的側面の視点と枠組みをもって、個人の生活理解と問題やニーズの発見を行い、福祉・保健医療サービス、地域の社会資源を活用した支援マネジメントができる社会福祉専門職の育成を目的とする。

(2) 健康スポーツコミュニケーション学科

福祉・健康・スポーツ分野における必要な知識と実践方法を習得し、専門領域のスキルを高め、教育分野の指導者のみならず生活の質の維持・向上のために幅広い年齢層を対象とした適切な健康・運動の指導ができる人材を育成することを目的とする。

(3) 経営福祉ビジネス学科

人に寄り添い、組織をリードし、社会に貢献することを自らの目標に定め、福祉と経営に必要なマインド、スキル、知識を身につけることで、人、組織、社会の抱える様々な課題に気付き、その原因を分析し、解決策を提案・実行できる人材を養成することを目的とする。

第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 本学における修業年限を4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、再入学又は編入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業期間については年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、春季、夏季及び冬季休業日の期間は、年度ごとに定める学年暦によるものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立者記念日 (10月20日)

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて臨時に授業を休止し、又は休業日に授業若しくはその他の行事を行うことができる。

第4章 教育課程

(授業科目)

第10条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の算定)

第11条 授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学

習等を考慮して、次の基準により算定する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に指定する科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業期間及び履修)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

2 授業科目の履修方法及び履修手続き等は、別に定める。

(履修単位数の上限)

第13条 各学年で履修登録できる単位数の上限は48単位とする。ただし、以下に定める科目の単位数は、合計登録単位数に含めないものとする。

除外対象科目	単位数
ソーシャルワーク実習	4
レクリエーション実習	1
介護実習	2
介護実習	4
介護実習	4
保育所実習	2
保育所実習	2
施設実習	2
精神保健福祉援助実習 - A	2
精神保健福祉援助実習 - B	1
精神保健福祉援助実習	2
心理実習	4
スポーツ指導実習	1
介護等体験	1
教育実習(A)	3
教育実習(B)	5

(メディアを利用して行う授業)

第14条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

第5章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、定期試験、追試験、再試験、その他とする。

3 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポート提出等による。

4 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評語をもって表し、可以上を合格とする。

5 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「指定規則」という。）に掲げる各科目の出席時間数が、3分の2（ただし、実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

6 科目修了の認定は、学期末又は学年末にこれを行う。

（教養科目）

第16条 各学科の卒業に必要な教養科目の単位数は、合計32単位以上とする。

（専門科目）

第17条 各学科の卒業に必要な専門科目の単位数は、合計92単位以上とする。

（卒業単位数）

第18条 4年以上在学し、前2条の要件を満たして、総計124単位（以下、「卒業要件単位」という。）以上修得しなければならない。

（追認定）

第19条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。

（1）忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき

（2）卒業年次の学生で特別な事情があるとき

（3）成績の評価が不可になった科目について、担当教員が再試験を実施するとき

（他大学等における授業科目の履修等）

第20条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に該当他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、30単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第21条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学

等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第23条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

第6章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第26条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第28条 前条の規定による選考の結果、合格した者については、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

(再入学)

第29条 本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を願い出た場合は、懲戒による退学処分を受けた者を除き、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が再入学を許可することができる。

2 再入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学年始めとする。

(入学手続)

第31条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続きをしなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書の提出
- (2) 所定の入学金その他の納付金の納付
- (3) その他本学の定める手続き

(入学取消)

第32条 入学、再入学又は編入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学許可を取り消す。

- (1) 正当な理由がなくて前条の入学手続きを完了しないとき
- (2) 無届けで入学式に欠席し、その後1週間を経過しても連絡がないとき

(休 学)

第33条 病気その他やむを得ない理由で継続して3ヶ月以上修学不能のときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が休学を許可することができる。

- 2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は、通算して4年を超えてはならない。

(復 学)

第34条 休学中の学生にその理由が消滅したときは、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復学を許可することができる。

2 復学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(退 学)

第35条 学生が退学しようとするときは、保証人連署のうえその理由を付し願い出て、教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

(転 学)

第36条 学生は教授会の意見を聴いて学長の許可を得なければ、他の学校へ転学(入学を含む)を出願することができない。

(転学科)

第37条 学生が転学科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 転学科の取扱いについての詳細は、別に定める。

(除 籍)

第38条 学生が次の各号の一に該当したときは、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。ただし、留学生については別に定めるところによる。

- (1) 第5条の在学年限を超えたとき

- (2) 第32条の休学期間を超えてなお修学できないとき
 - (3) 授業料及びその他の納付金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき
 - (4) 死亡又は行方不明の届け出があったとき
- (復 籍)

第39条 前条第3号により除籍された者が、除籍後2年以内に復籍を願い出た場合は、所定の手続きにより、教授会の意見を聴いて学長が復籍を許可することができる。

2 復籍の時期は、学年始め又は学期始めとする。

第7章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学業又はスポーツの成績が特に優秀でかつ人物が優れている者、又はその他社会の模範となる行為をした学生については、教授会の意見を聴いて学長がこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第41条 学生が、学則又は諸規程に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは、教授会の意見を聴いて学長が懲戒に処する。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学処分は、学生が次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない場合
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合

4 前項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第8章 卒業、学位及び免許等の取得

(卒業要件)

第42条 本学に4年以上在学し、第17条に規定する卒業単位数を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が本学の卒業を認める。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学 位)

第43条 卒業した者には、学士の学位を授与し、学位記に専攻分野を下記のとおり付記する。

- ・社会福祉学科 学士(社会福祉学)
- ・健康スポーツコミュニケーション学科 学士(健康福祉学)
- ・経営福祉ビジネス学科 学士(社会福祉学)

(免許・資格の取得)

第44条 社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士養成指定科目(別表2)を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に

在籍し、精神保健福祉士養成指定科目（別表3）を修得しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

- 3 保育士国家資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 4 介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。
- 5 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところに従い、所定の本学の授業科目及び単位数を修得しなければならない。免許状取得に関し必要な事項は別に定める。
- 6 公認心理師国家試験受験資格を得ようとする者は、本学社会福祉学部社会福祉学科に在籍しなければならない。資格取得に関し必要な事項は別に定める。

第9章 教職員組織及び教授会

（教職員）

第45条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。また、学長代理、副学長を置くことがある。

- （1）学園総長は、教学を総理する。
- （2）学園副総長は、学園総長を補佐する。
- （3）学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- （4）学長代理は、大学運営の円滑化を図るため学長を補佐する。
- （5）副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- （6）学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- （7）教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- （8）准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- （9）講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- （10）助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- （11）助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- （12）事務職は、事務に従事する。
- （13）その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

（教授会）

第46条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授、学園総長及び学園副総長をもって構成する。ただし、学長は必要がある場合は、専任の准教授、講師又はその他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。教授会に関し必要な事項

は、別に定める。

- (1) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学位授与に関する事項
 - (4) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (5) 学生の休学、復学、退学、転学、転学科、除籍、復籍、賞罰に関する事項
 - (6) その他、教育、研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 研究生、科目等履修生、聴講生及び委託生等

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、授業科目の単位の修得を目的とする者が履修を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第49条 本学の学生以外の者で、授業科目の聴講を願い出た場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 聴講生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第50条 国その他の公共機関の長から委託生の願い出があった場合は、授業及び研究に支障のない限り、教授会の意見を聴いて学長が許可することができる。

2 委託生の取り扱いについては、本学則を準用する。

(日本語別科)

第51条 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は別に定める。

(留学生)

第52条 外国人の入学希望者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた留学生については、別に定めのあるものを除き、本学則を適用する。

第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 広く一般の教養を高め、社会文化の向上並びに生涯教育に資するために公開講座を設

けることができる。

第12章 学 費

(入学検定料)

第54条 入学、再入学及び編入学を志願する者は、出願手続きに際し別表4に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第55条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、入学手続きに際し別表4に定める入学金を所定の期限までに納付しなければならない。

(授業料等)

第56条 入学、再入学及び編入学を許可された者は、その入学年度に応じ別表4に定める授業料等を、所定の期限までに納付しなければならない。

2 納付については、別に定める。

(納付猶予)

第57条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、学長にその納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。ただし留学生については別に定めるところによる。

2 猶予の期間は3ヶ月以内とする。

(休学者の授業料等)

第58条 休学を許可された学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。

(退学者の授業料等)

第59条 学生が退学する場合は、在学期間中の授業料等は納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

第60条 学生が停学処分を受けた場合は、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

第61条 追試験及び再試験の受験を許可された場合は、別表5-(1)に定める試験料を所定の期限までに納付しなければならない。

(科目等履修料)

第62条 科目等履修を許可された者(科目等履修生)は、別表5-(2)に定める履修料等を所定の期限までに納付しなければならない。

(聴講料)

第63条 聴講を許可された者(聴講生)は、別表5-(3)に定める聴講料を所定の期限までに納付しなければならない。

(実習費)

第64条 資格取得のための学外実習を希望する学生は、それぞれの実習について別表5-(4)に定める学外実習教育費を所定の期限までに納付しなければならない。

(納付金の返還)

第65条 納入済の授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

- 2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除き授業料を返還する。

第13章 図書館

(附属図書館)

第66条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館には、図書、文献及び研究資料を収集管理し、教職員、学生及びその他の研究閲覧に供する。
- 3 図書館の利用については、別に定める。

第14章 国際交流センター

(国際交流センター)

第67条 本学に国際交流センターを置く。

- 2 国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生保健

(厚生施設)

第68条 本学に食堂を置く。

- 2 本学に学生寮を置く。学生寮の管理・運営については、別に定める。
- 3 本学に学生自習室を置く。
- 4 本学に学生控室を置く。

(保健管理)

第69条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

- 2 学生は、毎年行う健康診断を受けなければならない。
- 3 前項の診断の他に必要に応じ、集団生活に不相当な者及び学業履修が困難と判定された者に対して、学長は治療を命じ、又は登学を停止し、あるいは休学を命ずることができる。

第16章 改正

(改正)

第70条 この学則の改正は、理事会の承認を得てこれを行い設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、平成12年12月1日から施行する。
- 3 この改正学則は、平成14年7月1日から施行する。

- 4 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第11条の規定及び別表1の適用は、従前の例による。
- 7 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 8 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第38条の2及び第56条の規定の適用は、従前の例による。
- 9 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第49条及び第57条の規定の適用は、従前の例による。ただし、編入学生の教育課程は、改正学則による。
- 10 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 11 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 12 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条の適用は、従前の例による。
- 13 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第39条、第49条、第59条の適用は、従前の例による。
- 14 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条の適用は、従前の例による。
- 15 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第5条、第10条、第50条の適用は、従前の例による。
- 16 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条、第8条、第52条については、従前の学則の規定を適用する。
- 17 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条については、従前の学則の規定を適用し、平成26年以前に入学した学生に対しては、第61条については、従前の学則の規定を適用する。
- 18 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第3条第1項については、従前の学則の規定を適用する。
- 19 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第8条、第41条、第61条については、

従前の学則の規定を適用する。

20 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第9条、第42条、第54条、第62条については、従前の学則の規定を適用し、第14条第4項については、施行後の成績評価から適用する。

21 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生に対しては、第10条、第44条、第56条、第64条については、従前の学則の規定を適用する。

別表1 - (1) 社会福祉学科
 教養教育科目 基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 基礎教育科目	キャリア演習	2							
	キャリア演習			2					
	医療と福祉のあゆみ	2							
	人体の構造と機能及び疾病	2							
	文章表現の技術	2							

別表1 - (1) 社会福祉学科
 教養教育科目 教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 総合教養	心理学概論	2							
	心理学概論		2						
	法学（日本国憲法を含む）	2							
	法学	2							
	政治学	2							
	政治学	2							
	経済学	2							
	経済学	2							
	倫理学	2							
	倫理学	2							
	日本史	2							
	日本史	2							
	生物学	2							
	生物学	2							
	社会学			2					
	社会学			2					
	化学			2					
	化学			2					
	外国史			2					
	外国史			2					
教養科目 情報と言語	マルチメディア演習A		2						
	英語表現法		2						
	英語表現法		2						
	韓国語表現法		2						
	韓国語表現法		2						
	日本語		2						
	日本語		2						
	日本事情		2						
	日本事情		2						
	ROSE		4						
	マルチメディア演習B			2					
	中国語表現法			2					
	中国語表現法			2					
フランス語表現法			2						
フランス語表現法			2						
健康と運動	健康と運動の科学		2						
	生涯スポーツ		1						
	生涯スポーツ		1						

* 日本語、日本語、日本事情、日本事情 は留学生用

別表1 - (1) 社会福祉学科
学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科 コア 科目	社会福祉原論	4								
	ソーシャルワーク総論	4								
	高齢者福祉論	2								
	児童福祉論			2						
	障害者福祉論			2						
	介護概論		2							
	健康学総論		2							
	栄養学概論		2							
	高齢者福祉論		2							
	学習・言語心理学		2							
	感情・人格心理学		2							
	保育者論		2							
	社会的養護		2							
	保育原理		2							
	福祉住環境学		2							
	ソーシャルワーク演習		2							
	福祉心理学				2					
	教育原理				2					
	ソーシャルワーク論				4					
	公的扶助論				2					
	ソーシャルワーク演習				4					
	社会調査論				2					
	福祉経営論				2					
	地域福祉論				2					
	子どもの保健				2					
	高齢者の心理				2					
	障害者・障害児心理学				2					
	リハビリテーション論				2					
	レクリエーション基礎				2					
	児童福祉論				2					
	障害者福祉論				2					
	精神保健				2					
	精神保健福祉援助技術総論				2					
	精神保健福祉論				2					
	発達心理学				2					
	精神疾患とその治療				4					
	社会・集団・家族心理学				2					
	教育・学校心理学				2					
	知覚・認知心理学				2					
	臨床心理学概論				2					
	公認心理師の職責				2					
	介護技術基礎				2					
	ソーシャルワーク実習指導				(1)		(1)			2・3年次
	卒業研究演習					2				
	医療福祉論					2				
	産業・組織心理学						2			
	心理学的支援法						2			
	健康・医療心理学						2			

学科専門科目

神経・生理心理学					2			
司法・犯罪心理学					2			
関係行政論					2			
心理的アセスメント					2			
心理演習					2			
ソーシャルワーク論					4			
コミュニティワーク論					2			
社会保障論					4			
就労支援サービス論					2			
権利擁護と成年後見					2			
家族社会学					2			
子ども家庭支援論					2			
子ども家庭支援の心理学					2			
精神科リハビリテーション学					4			
精神保健福祉論					4			
精神保健学					4			
レクリエーション指導法					1			
レクリエーション指導法					1			
専門職連携法					2			
司法福祉論					(2)		(2)	3・4年次
福祉行財政と福祉計画論					(2)		(2)	3・4年次
保健医療サービス論					(2)		(2)	3・4年次
ソーシャルワーク演習					(4)		(4)	3・4年次
ソーシャルワーク実習					(4)		(4)	3・4年次
ソーシャルワーク実習指導					(2)		(2)	3・4年次
卒業研究演習						2		
心理実習							4	
レクリエーション実習							1	
生活支援技術		2						
生活支援技術		2						
生活支援技術		2						
介護コミュニケーション技術		2						
介護過程		1						
介護過程		1						
介護総合演習		1						
介護総合演習		1						
介護実習		2						
介護概論		2						
生活支援技術				2				
生活支援技術				2				
介護過程				1				
介護過程				1				
介護概論				2				
介護総合演習				1				
介護実習				4				
介護過程					1			
介護総合演習					1			
介護実習					4			
医療的ケア							4	
医療的ケア							1	
チームマネジメント							2	
地域福祉活動法							1	
保育の計画と評価				2				

介護福祉士領域

保育士領域	保育内容総論				1				
	保育内容（言葉）				1				
	子どもの食と栄養				2				
	子どもの健康と安全				1				
	障害児保育				2				
	子どもの音楽				1				
	子どもの音楽				1				
	子どもの身体表現				1				
	子どもの造形				1				
	保育所実習指導				1				
	子どもの理解と援助				1				
	子どもの言語表現				1				
	社会的養護				1				
	乳児保育				2				
	子どもの音楽						1		
	乳児保育						1		
	保育内容（環境）						1		
	保育内容（健康）						1		
	保育内容（人間関係）						1		
	保育内容（表現）						1		
	保育所実習						2		
	保育所実習						2		
	保育所実習指導						1		
	施設実習						2		
	施設実習指導						1		
	児童文化								1
保育実践演習								2	
精神保健福祉士領域	精神保健福祉援助演習					2			
	精神保健福祉援助演習					2			
	精神保健福祉援助実習指導					1			
	精神保健福祉援助技術各論							4	
	精神保健福祉援助実習 - A							2	
	精神保健福祉援助実習 - B							1	
	精神保健福祉援助実習							2	
	精神保健福祉援助実習指導							2	
認定心理士領域	心理学研究法				2				
	心理学実験				2				
	心理学統計法				2				
	心理検査法実習						2		

別表1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科

教養科目 基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	基礎教育科目	キャリア演習	2						
		キャリア演習			2				
		医療と福祉のあゆみ	2						
		人体の構造と機能及び疾病	2						
		文章表現の技術	2						

別表1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科

教養科目 総合教養・情報と言語・健康と運動

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目	総合教養科目	心理学概論		2					
		心理学概論		2					
		法学（日本国憲法を含む）		2					
		法学		2					
		政治学		2					
		政治学		2					
		経済学		2					
		経済学		2					
		倫理学		2					
		倫理学		2					
		日本史		2					
		日本史		2					
		生物学		2					
		生物学		2					
		社会学				2			
		社会学				2			
		化学				2			
		化学				2			
		外国史				2			
		外国史				2			
	情報と言語	マルチメディア演習A		2					
		英語表現法		2					
		英語表現法		2					
		韓国語表現法		2					
		韓国語表現法		2					
		日本語		2					
		日本語		2					
		日本事情		2					
日本事情			2						
ROSE			4						
健康と運動	マルチメディア演習B				2				
	中国語表現法				2				
	中国語表現法				2				
	フランス語表現法				2				
	フランス語表現法				2				
	健康と運動の科学	2							
生涯スポーツ	1								
生涯スポーツ	1								

*日本語、日本語、日本事情、日本事情は留学生用

別表1 - (2) 健康スポーツコミュニケーション学科
学科専門科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科コア科目	健康福祉論	2								42単位 必修
	社会福祉原論	4								
	ソーシャルワーク総論	4								
	コミュニケーション基礎	2								
	スポーツ科学概論	2								
	体育・スポーツ原論	2								
	スポーツ指導者論	2								
	高齢者福祉	2								
	生理学（運動生理学を含む）	2								
	障害者福祉			2						
	児童福祉			2						
	生涯スポーツ論			2						
	トレーニング論			2						
	レクリエーション基礎			2						
	アダプテッドスポーツ論			2						
	医療福祉論					2				
	健康運動指導法（有酸素運動）					1				
	健康運動指導法（レジスタンス運動）					1				
	卒業研究演習					2				
卒業研究演習							2			
社会福祉領域	介護概論		2							10単位 以上 必修
	高齢者福祉論		2							
	ソーシャルワーク演習		2							
	障害者福祉論				2					
	児童福祉論				2					
	社会調査論				2					
	地域福祉論				2					
	福祉経営論				2					
	公的扶助論				2					
	ソーシャルワーク論				4					
	ソーシャルワーク演習				4					
	ソーシャルワーク実習指導				1					
	社会保障論						4			
	ソーシャルワーク論						4			
	コミュニティワーク論						2			
	就労支援サービス論						2			
	権利擁護と成年後見						2			
	ソーシャルワーク演習						4			
	ソーシャルワーク実習指導						2			
	ソーシャルワーク実習						4			
	保健医療サービス論						(2)	(2)	3・4年次	
	司法福祉論						(2)	(2)	3・4年次	
福祉行財政と福祉計画論						(2)	(2)	3・4年次		
陸上競技		1								
サッカー		1								
対人生活支援の方法（ケースワーク）				2						
対人生活支援の方法（グループワーク）				2						
器械運動（体づくり運動を含む）				1						

学科専門科目	健康スポーツ領域	バドミントン			1				
		ダンス			1				
		水泳・水中運動			1				
		レクリエーション指導法			1				
		スポーツ心理学			2				
		スポーツ社会学（スポーツ史を含む）			2				
		アダプテッドスポーツ指導法			1				
		機能解剖学			2				
		栄養学（運動栄養学を含む）			2				
		柔道					1		
		介護予防運動指導法					1		
		スポーツ経営学					2		
		バイオメカニクス					2		
		スポーツコーチング論					2		
		体力測定評価演習					2		
		スポーツ医学					2		
		子どもの発育発達と運動					2		
		レクリエーション実習					1		
		スポーツ指導実習					1		
		救急処置法					2		
		アダプテッドスポーツコミュニケーション演習							2
アダプテッドスポーツコミュニケーション演習							2		
教職関連科目	教職概論	2							
	教育原理			2					
	教育心理学			2					
	教育制度論			2					
	教育課程論			2					
	保健体育科教育法			4					
	道徳教育の指導法			2					
	精神保健			2					
	保健衛生学（公衆衛生学を含む）			2					
	保健体育科教育法					4			
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法					2			
	教育方法論					2			
	生徒・進路指導論					2			
	教育相談					2			
	学校保健（小児保健・学校安全を含む）					2			
	特別支援教育					1			
	介護等体験					1			
	教育実習（A）							3	
	教育実習（B）							5	
	教職実践演習（中・高）							2	
	学校経営と学校図書館			2					
	学校図書館メディアの構成					2			
	学習指導と学校図書館					2			
読書と豊かな人間性					2				
情報メディアの活用					2				

10単位
以上
必修

別表1 - (3) 経営福祉ビジネス学科

教養教育科目 基礎教育科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 基礎教育科目	キャリア演習	2							
	キャリア演習			2					
	医療と福祉のあゆみ	2							
	人体の構造と機能及び疾病	2							
	文章表現の技術	2							

別表1 - (3) 経営福祉ビジネス学科

教養教育科目 教養科目

授業科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
教養科目 総合教養	心理学概論		2						
	心理学概論		2						
	法学（日本国憲法を含む）		2						
	法学		2						
	政治学		2						
	政治学		2						
	経済学		2						
	経済学		2						
	倫理学		2						
	倫理学		2						
	日本史		2						
	日本史		2						
	生物学		2						
	生物学		2						
	社会学				2				
	社会学				2				
	化学				2				
	化学				2				
	外国史				2				
	外国史				2				
教養科目 情報と言語	マルチメディア演習A		2						
	英語表現法		2						
	英語表現法		2						
	韓国語表現法		2						
	韓国語表現法		2						
	日本語		2						
	日本語		2						
	日本事情		2						
	日本事情		2						
	ROSE		4						
	マルチメディア演習B				2				
	中国語表現法				2				
中国語表現法				2					
フランス語表現法				2					
フランス語表現法				2					
教養科目 健康と運動	健康と運動の科学		2						
	生涯スポーツ		1						
	生涯スポーツ		1						

*日本語、日本語、日本事情、日本事情は留学生用

別表1 - (3) 経営福祉ビジネス学科

学科専門科目

授業科目	1年次		2年次		3年次		4年次		備考
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
学科コア科目	社会福祉原論	4							
	ソーシャルワーク総論	4							
	高齢者福祉論	2							
	経営学総論A	2							
	経営学総論B	2							
	福祉ビジネス概論	2							
	障害者福祉論			2					
	児童福祉論			2					
学科専門科目	介護概論		2						
	高齢者福祉論		2						
	ソーシャルワーク演習		2						
	障害者福祉論			2					
	児童福祉論			2					
	ソーシャルワーク論			4					
	ソーシャルワーク演習			4					
	公的扶助論			2					
	福祉経営論			2					
	社会調査論			2					
	地域福祉論			2					
	介護技術基礎			2					
	ソーシャルワーク実習指導			1					
	卒業研究演習					2			
	医療福祉論					2			
	社会保障論						4		
	ソーシャルワーク論						4		
	コミュニティワーク論						2		
	就労支援サービス論						2		
	権利擁護と成年後見						2		
	保健医療サービス論						(2)	(2)	3・4年次
	司法福祉論						(2)	(2)	3・4年次
	福祉行財政と福祉計画論						(2)	(2)	3・4年次
	ソーシャルワーク演習						(4)	(4)	3・4年次
	ソーシャルワーク実習指導						(2)	(2)	3・4年次
	ソーシャルワーク実習						(4)	(4)	3・4年次
	卒業研究演習							2	
	ビジネス実務総論				2				
	ビジネス実務演習				2				
	福祉住環境学				2				
	経営組織論				2				
	経営管理論				2				
ビジネス日本語A				2					
ビジネス日本語B				2					
ビジネス英語A				2					
ビジネス英語B				2					
現代企業論				2					
労働経済学				2					
行政学				2					
認知心理学				2					

日本語指導法				2				
日本語指導法				2				
異文化間心理				2				
国際ビジネス論				2				
マーケティング総論						2		
公共経済学						2		
産業心理学						2		
ビジネス実務特別演習						2		
ビジネス日本語特別演習 A						2		
ビジネス日本語特別演習 B						2		
ビジネス英語特別演習 A						2		
ビジネス英語特別演習 B						2		
ビジネス法						2		
職業選択論						2		
多文化ソーシャルワーク論						2		
国際福祉論						2		
国際ボランティア論						2		
国際人権論						2		
消費者心理						2		
介護日本語						2		
介護日本語						2		

* ビジネス日本語 A、ビジネス日本語 B、ビジネス日本語特別演習 A、
 ビジネス日本語特別演習 B は留学生用

別表 2

社会福祉士指定科目（厚生労働省令）			本学開講科目 （2018年度入学生から）				
領域	科目名	受験 資格 要件	科目名	授業 形態	時間 数	単位 数	受験 資格 要件
理人 解・社 会に 関す る生 活と 福 祉の 方 法	人体の構造と機能及び疾病	1 科 目 選 択	人体の構造と機能及び疾病	講義	30	2	1 科 目 選 択
	心理学理論と心理的支援		心理学概論	講義	60	4	
	社会理論と社会システム		社会学	講義	60	4	
	現代社会と福祉		社会福祉原論	講義	60	4	
	社会調査の基礎		社会調査論	講義	30	2	
す理 念な 相的 知識 方談 と法 技に 助包 術関 の括	相談援助の基盤と専門職		ソーシャルワーク総論	講義	60	4	
	相談援助の理論と方法		ソーシャルワーク論	講義	60	4	
			ソーシャルワーク論	講義	60	4	
とと地 技開 術域 発福 に祉 関の する 基盤 知整 識備	地域福祉の理論と方法		地域福祉論	講義	30	2	
			コミュニティワーク論	講義	30	2	
	福祉行財政と福祉計画		福祉行財政と福祉計画論	講義	30	2	
	福祉サービスの組織と経営		福祉経営論	講義	30	2	
サー ビス に 関 する 知 識	社会保障		社会保障論	講義	60	4	
	高齢者に対する支援と介護保 険制度		高齢者福祉論	講義	30	2	
			介護概論	講義	30	2	
	障害者に対する支援と障害者 自立支援制度		障害者福祉論	講義	30	2	
	児童や家庭に対する支援と児 童・家庭福祉制度		児童福祉論	講義	30	2	
	低所得者に対する支援と生活 保護制度		公的扶助論	講義	30	2	
	保健医療サービス		保健医療サービス論	講義	30	2	
	就労支援サービス	1 科 目 選 択	就労支援サービス論	講義	30	2	1 科 目 選 択
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見		講義	30	2		
更生保護制度	司法福祉論		講義	30	2		
実 習 ・ 演 習	相談援助演習		ソーシャルワーク演習	演習	30	2	
			ソーシャルワーク演習	演習	60	4	
			ソーシャルワーク演習	演習	60	4	
	相談援助実習指導		ソーシャルワーク実習指導	演習	30	1	
			ソーシャルワーク実習指導	演習	60	2	
	相談援助実習		ソーシャルワーク実習	実習	180	4	

：基礎科目

別表 3

精神保健福祉士指定科目 (厚生労働省令)			本学開講科目 (2018年度入学生から)				
領域	科目名	受験資格要件	科目名	授業形態	時間数	単位数	受験資格要件
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	1科目選択	人体の構造と機能及び疾病	講義	30	2	1科目選択
	心理学理論と心理的支援		心理学概論	講義	60	4	
	社会理論と社会システム		社会学	講義	60	4	
	現代社会と福祉		社会福祉原論	講義	60	4	
	地域福祉の理論と方法		地域福祉論	講義	30	2	
			コミュニティーワーク論	講義	30	2	
	福祉行財政と福祉計画		福祉行財政と福祉計画論	講義	30	2	
	社会保障		社会保障論	講義	60	4	
	低所得者に対する支援と生活保護制度		公的扶助論	講義	30	2	
	保健医療サービス		保健医療サービス論	講義	30	2	
	権利擁護と成年後見制度		権利擁護と成年後見	講義	30	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		障害者福祉論	講義	30	2		
専門科目	精神疾患とその治療		精神疾患とその治療	講義	60	4	
	精神保健の課題と支援		精神保健学	講義	60	4	
	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)		ソーシャルワーク総論	講義	60	4	
	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)		精神保健福祉援助技術総論	講義	30	2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開		精神科リハビリテーション学	講義	60	4	
			精神保健福祉援助技術各論	講義	60	4	
	精神保健福祉に関する制度とサービス		精神保健福祉論	講義	60	4	
精神障害者の生活支援システム		精神保健福祉論	講義	30	2		
実習演習科目	精神保健福祉援助演習(基礎)		ソーシャルワーク演習	演習	30	2	
	精神保健福祉援助演習(専門)		精神保健福祉援助演習	演習	30	2	
			精神保健福祉援助演習	演習	30	2	
	精神保健福祉援助実習指導		精神保健福祉援助実習指導	演習	30	1	
			精神保健福祉援助実習指導	演習	60	2	
	精神保健福祉援助実習		精神保健福祉援助実習 -A	実習	60	2	
			精神保健福祉援助実習 -B		54	1	
		精神保健福祉援助実習	96		2		

* ソーシャルワーク実習の履修者は精神保健福祉援助実習 -Aが免除される

別表 4

〔入学検定料〕

入学検定料	33,000円
-------	---------

〔入学金及び授業料等〕

内 訳	社会福祉学科・健康スポーツコミュニケーション学科 ・経営福祉ビジネス学科（共通）					
	入学手続時	1 年 次		2 年 次 以 降		
		9 月	初年度合計	4 月	9 月	年度合計
入 学 金	100,000円		100,000円			
授 業 料	300,000円	300,000円	600,000円	300,000円	300,000円	600,000円
教 育 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
施 設 充 実 費	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円
合 計	500,000円	400,000円	900,000円	400,000円	400,000円	800,000円

別表5 - (1)

〔試験料〕

試験区分	試験料
追試験	1科目につき 1,000円
再試験	1科目につき 3,000円

別表5 - (2)

〔科目等履修料〕

科目等履修料	申請料	10,000円
	1科目(1単位)	30,000円

別表5 - (3)

〔聴講料〕

聴講料	1科目(4単位)	60,000円
	1科目(2単位)	30,000円

別表5 - (4)

〔学外実習教育費〕

学外実習教育費	項目	費用	対象学科・養成課程	
	ソーシャルワーク実習	70,000円	選択制(全学科)	
	介護実習	介護実習	50,000円	選択制(社会福祉学科介護福祉士養成課程)
		介護実習	70,000円	
		介護実習	80,000円	
	保育実習	60,000円	選択制(社会福祉学科保育士養成課程)	
	精神保健福祉援助実習		70,000円	選択制(社会福祉学科精神保健福祉士養成課程) ソーシャルワーク実習履修者のみ
			90,000円	選択制(社会福祉学科精神保健福祉士養成課程)
	教育実習	40,000円	選択制(健康スポーツコミュニケーション学科)	
	介護等体験	15,000円	選択制(健康スポーツコミュニケーション学科)	
心理実習	60,000円	選択制(社会福祉学科)		

平成30年度 受入統計表

< 総合計 >

2019年3月31日

項 目			当年度末累計		備 考
			冊 数	金 額	
購入図書	図書	和	70,913	202,913,132	
		洋	14,443	105,626,073	
		計	85,356	308,121,281	
	楽譜	和	1,119	767,252	
		洋	973	922,320	
		計	2,092	1,689,572	
	雑誌製本	和	2,211	9,899,787	
		洋	1,195	10,150,231	
		計	3,406	20,050,018	
	計	和	74,243	213,580,171	
		洋	16,611	116,698,624	
		計	90,854	330,278,795	
研究費 図書	図書	和	9,251	29,045,756	
		洋	832	5,421,178	
		計	10,083	34,469,802	
寄贈図書	図書	和	8,865	14,205,256	
		洋	284	726,168	
		計	9,149	14,931,424	
	雑誌製本	和	42	83,790	
		洋	39	77,945	
		計	81	161,735	
	計	和	8,907	14,289,046	
		洋	323	804,113	
		計	9,230	15,093,159	
その他	図書	和	16,389		
		洋	8,140		
		計	24,529		
	雑誌製本	和	68		
		洋	23		
		計	91		
	計	和	16,457		
		洋	8,163		
		計	24,620		
合 計	和	108,858	256,914,973		
	洋	25,929	122,923,915		
	計	134,787	379,838,888		

2019年度 社会福祉実習及び教育実習実施計画

実習名(資格)		実習日程 注1・日数	実習生数 (予定)	対象学科(コース・専攻): 学年 注2	実習費	納入期間
ソーシャルワーク実習 (社会福祉士国家試験受験資格)		2019年8月19日(月)～9月20日(金) ・180時間以上かつ23日間以上	56	【選択制】 社会福祉(社会福祉・医療福祉心理) 経営福祉ビジネス、健康スポーツコミュニケーション:3年、 社会福祉(介護福祉・こども福祉):4年	70,000円	2019年
精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉士国家試験受験資格)	障害福祉サービス事業施設等	2019年8月13日(火)～9月2日(火) ・120時間以上かつ15日間以上 (3年時ソーシャルワーク実習履修者は60時間以上かつ8日間以上)	10	【選択制】 社会福祉(福祉心理):4年生	90,000円 ソーシャルワーク 実習履修者は 70,000円	7月16日(火)～ 7月31日(水)
	精神科病院等の医療機関	2019年9月9日(月)～9月26日(木) ・90時間以上かつ12日間以上		【選択制】 社会福祉(福祉心理):4年生		
介護実習 (介護福祉士国家試験受験資格)	介護実習 -A	2019年7月～10月 12時間:3日	30	【選択制】 社会福祉(介護福祉):1年生	50,000円	2019年 6月18日(月)～ 6月28日(金)
	介護実習 -B	2019年11月～12月 25.5時間:7日				
	介護実習 -C	2020年2月26日(水)～3月10日(火) 75時間(10日間)				
	介護実習	2019年8月14日(水)～9月10日(火) ・150時間(20日間)	23	【選択制】 社会福祉(介護福祉):2年生	70,000円	2019年 7月16日(火)～ 7月31日(水)
	介護実習	2019年8月14日(水)～9月18日(水) ・187.5時間(25日間)	11	【選択制】 社会福祉(介護福祉):3年生	80,000円	
保育実習 (保育士資格)	保育実習 (保育所)	2019年8月19日(月)～8月30日(金) ・80時間以上かつ10日間以上	10	【選択制】 社会福祉(こども福祉):3年生	60,000円	2019年 7月16日(火)～ 7月31日(水)
	保育実習 (保育所)	2019年9月6日(金)～9月20日(金) ・80時間以上かつ10日間以上				
	保育実習 (児童福祉施設)	2020年2月24日(月)～3月6日(金)の間 ・80時間以上かつ10日間以上				
教育実習 (中学校・高等学校教諭一種〔保健体育〕免許状)		2019年5月～11月に3～4週間の120時間 高等学校免許状のみ取得希望者は2週間60時間	13	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション:4年	40,000円	2019年 4月15日(月)～ 4月26日(金)
介護等体験 (中学校教諭一種免許状)		2019年11月～12月に特別支援学校2日間、福祉施設5日間	25	【選択制】 健康スポーツコミュニケーション:3年	15,000円	2019年 7月16日(火)～ 7月31日(水)

注1) 実習日程については実習施設との調整上変更があります。 注2) 対象学年は、標準学年を示しています。

社会福祉士国家試験受験資格指定科目との対応表

健康スポーツコミュニケーション学科

指定科目等の名称	本学科目名	担当教員	区分	有資格状況	指針等該当番号
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病 1	三笠	兼任	医師・本学において選考された教員	
心理学理論と心理的支援	心理学概論 1	石井	専任	本学において選考された教員	
	心理学概論 1	石井	専任	本学において選考された教員	
社会理論と社会システム	社会学	兼子	兼任	本学において選考された教員	
	社会学	兼子	兼任	本学において選考された教員	
現代社会と福祉	社会福祉原論	牧野	専任	本学において選考された教員	
社会調査の基礎	社会調査論	兼子	兼任	本学において選考された教員	
相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク総論	井土	専任	本学において選考された教員	
相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論	田中(幸)	兼任	本学において選考された教員	
	ソーシャルワーク論	藤田	兼任	本学において選考された教員	
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
	コミュニティーワーク論	井土	専任	本学において選考された教員	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画論	牧野	専任	本学において選考された教員	
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	牧野	専任	本学において選考された教員	
社会保障	社会保障論	藤田	兼任	本学において選考された教員	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論	荒木	兼任	本学において選考された教員	
	介護概論	本多	兼任	看護師・本学において選考された教員	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	祐東	兼任	本学において選考された教員	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	祐東	兼任	本学において選考された教員	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	畠中	兼任	本学において選考された教員	
保健医療サービス	保健医療サービス論	伊藤	兼任	本学において選考された教員	
就労支援サービス	就労支援サービス論 2	牧野	専任	本学において選考された教員	
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見	村山	兼任	本学において選考された教員	
更生保護制度	司法福祉論	藤田	兼任	本学において選考された教員	
相談援助演習	ソーシャルワーク演習	井土	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア-(ア)・(ウ)
		兼子	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-ア-(エ)
		佐々木	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-ア-(エ)
		村山	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-ア-(エ)
	ソーシャルワーク演習	井土	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-ア-(ア)・(ウ)
		藤田	兼任	講習会終了者	指針4-(3)-ア-(エ)
相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導	井土	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-イ-(ア)・(ウ)
	ソーシャルワーク実習指導	井土	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-イ-(ア)・(ウ)
相談援助実習	ソーシャルワーク実習	井土	専任	5年以上相当経験	指針4-(3)-イ-(ア)・(ウ)

1は2018年度入学生から科目名称変更、 2は2017年度入学生から開設

実習演習担当教員に関する調書

大学等名	神戸医療福祉大学 社会福祉学部 健康スポーツコミュニケーション学科			
氏 名	井土 睦雄	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	
生年月日	昭和 29 年			
最終学歴 (学部、学科、専攻)	佛教大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士課程修了			
担当科目	ソーシャルワーク演習 ・ ・ ・、ソーシャルワーク実習、 ソーシャルワーク実習指導 ・			
教員 資格 要件	指針該当番号		4-(3)-ア-(ア)・(ウ) 4-(3)-イ-(ア)・(ウ)	
	社会福祉士実習演習担当教員講習会		1. 修了 2. 未修了	
	教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		財団法人鉄道弘済会総合 福祉センター弘済学園	福祉指導員	昭和 53 年 4 月～ 昭和 61 年 3 月 (8 年 0 か月)
		社会福祉法人恩鳥福祉会 ポプラの家	生活指導員(相談援助業務)	昭和 61 年 4 月～ 平成 12 年 3 月 (14 年 0 か月)
		神戸医療福祉大学社会福 祉学部	助手、専任講師、准教授、教授(ソーシャルワ ーク演習、ソーシャルワーク実習、ソーシャルワ ーク実習指導演習 ・ ・ ・、地域福祉論等)	平成 13 年 4 月～ 平成 31 年 3 月現在 (18 年 0 か月)
		合 計		40年0か月
	資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日
		社会福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成 4 年 5 月 14 日
		社会学修士	佛教大学大学院	平成 18 年 3 月 25 日
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)	名 称	年 月		

実習施設

施設名及び施設種別	法人名称	位置
児童養護施設 若草寮	社会福祉法人 南但愛育会	兵庫県朝来市 和田山町久世田990-16
児童養護施設 南野育成園	社会福祉法人 南野育成園	岡山県岡山市 中仙道231
児童養護施設 三愛園	社会福祉法人 三愛園	愛媛県松山市 和田甲125
知的障害者入所更生施設 香翠寮	社会福祉法人 中播福社会	兵庫県姫路市 香寺町土師365-1
特別養護老人ホーム 書写ひまわりホーム	社会福祉法人 よい子の広場福社会	兵庫県姫路市 書写634番地198
特別養護老人ホーム 津田の里	社会福祉法人 松豊会	島根県松江市 西津田十丁目19-50
病院 姫路中央病院	医療法人 公仁会	兵庫県姫路市 飾磨区三宅2丁目36番地
児童養護施設 たちばな学苑	財団法人 たちばな学苑	徳島県阿南市 富岡町寿通4-2
児童養護施設 愛信学園	社会福祉法人 共生会	兵庫県神戸市 兵庫区馬場町7-14
社会福祉協議会 長浜市社会福祉協議会	社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	滋賀県長浜市 高田町12-34
社会福祉協議会 たつの市社会福祉協議会	社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会	兵庫県たつの市 龍野町富永410-2
社会福祉協議会 豊岡市社会福祉協議会	社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会	兵庫県豊岡市 日高町祢布891番地の2
社会福祉協議会 串本町古座事業所デイサービスセンター	串本町	和歌山県東牟婁郡 串本町上野山291-4
社会福祉協議会 浜田市社会福祉協議会さんあいホーム	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	島根県浜田市 金城町下来原1541-20
社会福祉協議会 海陽町社会福祉協議会	社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会	徳島県海部郡 海陽町奥浦字新町44番地
社会福祉協議会 土佐清水市社会福祉協議会	社会福祉法人 土佐清水市社会福祉協議会	高知県土佐清水市 寿町11-9
重症心身障害児施設 土佐希望の家	社会福祉法人 土佐希望の家	高知県南国市 小籠107番地
知的障害者更生施設 ふれあいの里かたくら	社会福祉法人 コスモス	大阪府堺市 南区片蔵165番地
知的障害者更生施設 協和学園	社会福祉法人 もみじ会	兵庫県たつの市 新宮町能地274-69
知的障害者更生施設 もちの木園	社会福祉法人 高岡の里福社会	兵庫県神崎郡 福崎町高岡74-1
知的障害者更生施設 東部障害者福祉センター	社会福祉法人 昭和会	高知県高知市 葛島4丁目3-3
障害者自立支援施設 西宮市立いずみ園	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団	兵庫県西宮市染殿町 8-17総合福祉センター内2F
身体障害者支援施設 愛光園	社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会	兵庫県姫路市 打越1100
身体障害者支援施設 真清水荘	社会福祉法人 祐正福社会	香川県さぬき市 寒川町石田東甲761-9
特別養護老人ホーム 伊香の里	伊香郡病院組合	滋賀県伊香郡 木之本町大字黒田1221
特別養護老人ホーム ザイオン	社会福祉法人 秀生会	大阪府大阪市 港区市岡1-5-30
特別養護老人ホーム めぐみ苑	社会福祉法人 双恵会	兵庫県高砂市 阿弥陀町阿弥陀43-1
特別養護老人ホーム しゅうらく苑	社会福祉法人 秀楽会	兵庫県三木市 別所町興治142
特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷	社会福祉法人 ひょうご聴覚障害者福祉事業協会	兵庫県洲本市 中川原町中川原東山28番地1
特別養護老人ホーム あさなぎ	社会福祉法人 晃寿会	兵庫県姫路市 白浜町乙836番地
特別養護老人ホーム 山彦ホーム	社会福祉法人 本覚寺苑	兵庫県姫路市 花田町加納原田155
特別養護老人ホーム ウェルフェア・グランデ明石アネックス	社会福祉法人 山輝会	兵庫県明石市 北王子町13-41

特別養護老人ホーム 都祁すずらん苑	社会福祉法人 大和会	奈良県奈良市 都祁友田町1437
特別養護老人ホーム ゆら博愛園	社会福祉法人 博愛会	和歌山県日高郡 由良町吹井910-1
特別養護老人ホーム 菜の華	社会福祉法人 成城会	広島県広島市安佐南区 西原一丁目18番5号
特別養護老人ホーム 志度玉浦園	社会福祉法人 志度玉浦園	香川県さぬき市 志度1610-1
特別養護老人ホーム 幸輝園	社会福祉法人 幸輝会	岡山県岡山市 国府市場985-1
特別養護老人ホーム 白寿園	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部島根県済生会	島根県江津市 江津町1110
老人デイサービス CHIAKIほおずき神戸垂水	有限会社 ほおずき	兵庫県神戸市 垂水区霞ヶ丘1-3-25
老人デイサービスセンター デイサービスセンター歩歩市川	医療法人 夢前会	兵庫県神崎郡 市川町田中227-1
老人デイサービスセンター デイサービスセンター香照苑	社会福祉法人 徳宗福祉会	兵庫県姫路市 香寺町須加院338-506
老人デイサービスセンター 光寿園	社会福祉法人 光寿福祉会	兵庫県姫路市 夢前町宮置821-3
老人デイサービスセンター ゆうゆうの里デイサービスセンター	社会福祉法人 幸輝会	岡山県美作市 北山401
老人デイサービスセンター デイサービスセンターさくらんぼ五日市センター	医療法人 新生会	広島県広島市 佐伯区五日市中央2-11-2
老人デイサービスセンター アルテピアせと	医療法人 知誠会	岡山県岡山市 瀬戸町江尻711番地
介護老人保健施設 ピア観音	社会福祉法人 慈楽福祉会	広島県広島市 西区 観音新町1丁目7番40号
介護老人福祉施設 ばー愛	社会福祉法人 明倫福祉会	兵庫県神戸市 中央区港島中町5-2
居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさんご	有限会社 美作名倉堂	岡山県美作市 栄町68番地
児童養護施設 アメニティホーム広畑学園	社会福祉法人 あいむ	兵庫県姫路市 広畑区蒲田370-1
特別養護老人ホーム 第二サルビア荘	社会福祉法人 円融会	兵庫県加西市 国正町1931-2
特別養護老人ホーム ネバーランド	社会福祉法人 ネバーランド福祉会	兵庫県姫路市 船津町5271-16
社会福祉協議会 姫路市社会福祉協議会	社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会	兵庫県姫路市 安田3丁目1番地
特別養護老人ホーム 泉の杜	社会福祉法人 再命会	兵庫県姫路市 豊富町神谷3041-20
特別養護老人ホーム 上道荘	社会福祉法人 第2まこと会	岡山県岡山市 中尾1036番地
老人デイサービス CHIAKIほおずき神戸伊川谷	有限会社 ほおずき	兵庫県神戸市 西区伊川谷有瀬282番地
身体障害者授産施設 希望の園	社会福祉法人 大阪自興会	大阪府大阪市 淀川区野中南2-10-35
特別養護老人ホーム 鶴林園	社会福祉法人 鶴林園	兵庫県加古川市 志方町細工所1086番地
障害者支援施設 三愛園	社会福祉法人 愛光社会福祉事業協会	兵庫県姫路市 打越1340-6
老人デイサービスセンター 赤穂市立赤穂東地区デイサービスセンターしおさい	社会福祉法人 なごみ	兵庫県赤穂市 元沖町132番地
児童養護施設 わかば園	社会福祉法人 わかば園	岡山県津山市 二宮1309-1
特別養護老人ホーム さくら荘	社会福祉法人 すみれ福祉会	香川県高松市 林町76-14
社会福祉協議会 綾部市社会福祉協議会	社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会	京都府綾部市 川糸町南古屋敷5/1
病院 明石医療センター	医療法人 明石医療センター	兵庫県明石市 大久保町八木743-33
特別養護老人ホーム シルバークエスト甲子園	社会福祉法人 円勝会	兵庫県西宮市 枝川町17-40
特別養護老人ホーム あそか苑	社会福祉法人 明倫福祉会照会	兵庫県伊丹市 中野西1-18
社会福祉協議会 福崎町社会福祉協議会	社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会	兵庫県神崎郡 福崎町西治474-6

特別養護老人ホーム いぼがわ荘	社会福祉法人 いぼがわ福祉センター	兵庫県たつの市 揖保川町半田608-1
老人デイサービスセンター 播磨町デイサービスセンター	社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会	兵庫県加古郡 播磨町南大中1丁目8-50
身体障害者更生援護施設 西はりまりハビリテーションセンター	社会福祉法人 円勝会	兵庫県たつの市 誉田町福田780-3
特別養護老人ホーム のじぎくの里	社会福祉法人 のじぎく福祉会	兵庫県高砂市 北浜町西浜773-3
老人デイサービスセンター はつらつ館魚住	株式会社 ベストウエル	兵庫県神戸市中央区 相生町4-6-1木村ビル1F
老人デイサービス デイサービス寿長生の郷	有限会社 尚齡会	兵庫県尼崎市 元浜町5丁目10-2
身体障害者デイサービス 広島市北部障害者デイサービスセンター	社会福祉法人 広島市北部障害者デイサービスセンター	広島県広島市 安佐区可部南5-8-70
老人デイサービスセンター むれさき苑デイサービスセンター	社会福祉法人 尚紫会	兵庫県姫路市 四郷町東阿保44
障害者支援施設 博由園	社会福祉法人 博由社	兵庫県明石市 大久保町大窪2573-16
社会福祉協議会 雲南市社会福祉協議会	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	島根県雲南市 三刀屋町三刀屋1212-3
特別養護老人ホーム 和寿園	社会福祉法人 和寿園	兵庫県篠山市 高屋19-2
特別養護老人ホーム 十字園	社会福祉法人 十字会	岡山県真庭市 下河内2275
社会福祉協議会 宍粟市社会福祉協議会	社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会	兵庫県宍粟市 一宮町閨賀300
社会福祉協議会 宇和島市社会福祉協議会	社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市 住吉町1丁目6番16号
老人デイサービスセンター 本多聞あんしんすこやかセンター	社会福祉法人 報恩感謝会	兵庫県神戸市 垂水区本多聞7丁目2番2号
障害者支援施設 ライフガーデン加古川	社会福祉法人 社栄会	兵庫県加古川市 八幡町上西条1355
社会福祉協議会 高松市社会福祉協議会	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	香川県高松市福岡岡2-24-10 福祉コミュニティセンター・高松
通所介護 山彦デイサービス	社会福祉法人 本覚寺苑	兵庫県姫路市 花田加納原田171-5
知的障害者入所施設 播磨園	社会福祉法人 くすのき会	兵庫県佐用郡 佐用町多賀2268
特別養護老人ホーム はまゆう	社会福祉法人 賛幸会	鳥取県鳥取市 服部204-1
老人保健施設 はまゆう	社会福祉法人 賛幸会	鳥取県鳥取市 野寺62-1
就労継続支援事業(B型)所 サポートセンター貴和	社会福祉法人 明桜会	兵庫県明石市 田町2-3-3
地域包括支援センター たかとりあんしんすこやかセンター	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	兵庫県神戸市須磨区 太田町7-3-15
社会福祉協議会 三木市社会福祉協議会	社会福祉法人 三木市社会福祉協議会	兵庫県三木市 大塚1-6-40
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	社会福祉法人 仁厚会	鳥取県東伯郡 北栄町土下123-1
介護老人保健施設 ハビネス五葉	医療法人 五葉会	兵庫県姫路市 本町165
生活介護就労継続支援B 乙訓ひまわり園	社会福祉法人 向陵会	京都府向日市 上植野町五ノ坪11-1
特別養護老人ホーム オアシス千歳	社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会	兵庫県伊丹市 中央4-5-6
特別養護老人ホーム きのこ荘	社会福祉法人 新生寿会	岡山県井原市 木之子町2330
児童擁護施設 グイン・ホーム	社会福祉法人 白百合学園	兵庫県神戸市北区 山田町小部字東山66
社会福祉協議会 南国市社会福祉協議会	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会	高知県南国市 日吉町2丁目3番28号
特別養護老人ホーム のではまゆう	社会福祉法人 賛幸会	鳥取県鳥取市 野寺67
社会福祉協議会 津和野町社会福祉協議会	社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	島根県鹿足郡津和野町 日原14
社会福祉協議会 日高村社会福祉協議会	社会福祉法人 日高村社会福祉協議会	高知県高岡郡 日高村沖名5

社会福祉協議会 福山市社会福祉協議会	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会	広島県福山市 三吉町南2丁目11-22
社会福祉協議会 山口市社会福祉協議会	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会	山口県山口市 上野小路89-1
小規模多機能型居宅介護事業所 どっこいしょ	社会福祉法人 ゆたか会	兵庫県加西市 若井町1001-1
指定通所介護 創心会ハビリ倶楽部茶屋町	株式会社 創心會	岡山県倉敷市 茶屋町2104-1
介護老人保健施設 いなば幸朋苑	医療法人 こうほうえん	鳥取県鳥取市 浜坂228-1
特別養護老人ホーム 光葉苑	社会福祉法人 光葉会	山口県岩国市 下317-2
特別養護老人ホーム サンサンホーム	社会福祉法人 安那福祉会	広島県福山市 神部町字東中条610-16
養護老人ホーム 大慈吉祥園	社会福祉法人 大慈厚生事業会	兵庫県神戸市西区 樋谷町長谷13-1
障害者支援施設 あゆみの里	社会福祉法人 神戸あゆみの会	兵庫県神戸市西区 神出町宝勢858-1
障害者支援施設 しゃくなげ荘	社会福祉法人 山本育成会	高知県長岡郡 本山町北山甲303-1
障害者通所支援 つむぎ高梁	NPO法人 発達支援ネットワ-クつむぎ	岡山県高梁市 横町1072-1
社会福祉協議会 高知市社会福祉協議会	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	高知県高知市 塩田町18-10
グループホーム プリランテ明石	社会福祉法人 山輝会	兵庫県明石市 北王子町13-41
通所支援事業所 ゆうゆう	社会福祉法人 いたみ杉の子	兵庫県伊丹市 鴻池1-10-15

． ソーシャルワーク実習の意義と目標

1．目的と意義

2007（平成19）年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、社会福祉士養成カリキュラムが大幅に変更されました。その目的は、国家資格の名に相応しい統一した養成教育目標を設定することで社会福祉士の質、更には援助能力を向上させることにあります。「ソーシャルワーク実習」（相談援助実習）は、その制度改正のまさに「目玉」となる科目です。

ソーシャルワーク実習の目的は、大学の講義や演習で学んだ専門知識・社会福祉援助技術を実際の社会福祉現場で検証することにあります。言い換えれば、実習に臨むにあたって、実習に対する心構えは勿論のこと、利用者の特徴や施設・機関の一般的機能、制度・政策に対する深い理解がなくては、実習は成立しません。その意味で、実習前における「事前学習」がとりわけ重要なものとなります。このことを十分に理解した上で、ソーシャルワーク実習指導の講義に臨むように心がけてください。

2．ソーシャルワーク実習の目標（大目標）

ソーシャルワーク実習の目標は、大きくわけて次の3つに集約されます。

（1）理論（theory）と実践（practice）の体得

ソーシャルワーク実習を通して、ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な援助技術を体得する。

（2）社会福祉士の職業倫理の理解と自己課題の明確化

社会福祉士に求められる資質・技能・倫理を体得し、自己に求められる課題を把握する。

（3）社会福祉関連分野における専門職との連携

関連分野の専門職との連携のあり方、及び具体的な方法を理解する。

3．ソーシャルワーク実習の目標（中目標）

2の大目標を細分化すると、次の8つの目標が導きだされます。

（1）施設・事業者・機関・団体等の職員、そして利用者やその関係者、地域住民やボランティアへの基本的なコミュニケーションを身に付け、円滑な人間関係を形成する。

（2）利用者への理解を深め、ニーズを把握し、支援計画を作成する。

（3）利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係を形成する。

（4）利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）を実践し評価する。

（5）他職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際に学ぶ。

（6）社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解及び組織の一員としての役割と責任を理解する。

（7）施設・事業者・団体等の経営やサービス管理運営の実際を理解する。

- (8) 実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体であることを理解し、地域社会への働きかけ（アウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発）を学ぶ。

上記の実習目標は、厚生労働省が提示した「相談援助実習」のガイドラインです。実習計画書を作成する場合、ガイドラインに照らし合わせて各自の実習施設・機関に適合した実習目標を設定してください（具体的な実習目標を設定すること）。

．ソーシャルワーク実習の履修条件及び実習先

1．実習履修資格者

ソーシャルワーク実習は、次の条件を満たさなければ履修することができません。

- (1) 卒業後、社会福祉の施設・機関等で働く意志を強くもっており、社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲をもっていること。
- (2) 「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める社会福祉士国家資格の取得を強く希望し、4年次において国家試験を受験する意志があること。
- (3) 実習を履修する当該年度において、本学の教育課程における社会福祉士養成指定科目の単位をすべて修得しているか、修得できる見込みがあること。具体的には、次の11科目については、実習を履修する前年度の最終時点で単位を修得していなければならない。
- 「医学概論」 「社会福祉原論」 「高齢者福祉論」 「介護概論」 「障害者福祉論」 「児童福祉論」 「ソーシャルワーク総論」 「ソーシャルワーク論」 「ソーシャルワーク演習」 「ソーシャルワーク演習」 「ソーシャルワーク実習指導」
- (4) 実習開始までに実施される「実習前確認試験」(知識と技能)に合格していること。
- (5) 「ソーシャルワーク実習指導」で実施される見学実習に参加していること。

上記の規定を満たさない場合、実習先が決定していても取り消しになる場合があるので注意してください。

2．実習先・実習時間及び実習指導者の要件

- (1) ソーシャルワーク実習の対象施設・機関

根拠法	対象施設・機関・事業等
児童福祉法	児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
医療法	病院・診療所

身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター
生活保護法	救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設
社会福祉法	福祉に関する事務所（福祉事務所）、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会、隣保館（平成 14 年厚生労働省通知）
売春防止法	婦人相談所、婦人保護施設
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所
障害者の雇用等に関する法律	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、老人介護支援センター、老人デイサービス事業
母子及び寡婦福祉法	母子父子福祉センター
更生保護事業法	更生保護施設
介護保険法	介護老人保健施設、地域包括支援センター、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所・生活介護又は療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者及び介護老人福祉施設入所者の生活介護等、居宅介護支援事業、介護予防（通所介護・通所リハ・短期入所療養介護）、介護予防支援事業など
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
発達障害者支援法	発達障害者支援センター
障害者自立支援法	障害者支援施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、一般又は特定相談支援事業）
その他	独立型社会福祉士事務所、ホームレス自立支援センター、地域福祉センター、身体又は知的障害者福祉工場、重症心身障害児(者)通園事業、高齢者又は身体障害者等デイサービス（老人福祉法第 10 条・障害者自立支援法附則第 8 条・同法附則第 34 条）

（２）実習指導者の要件について

ソーシャルワーク実習は法令上、実習指導者についても明確な規定があります。実習指導者になれるのは、「社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に３年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第４条第７号に規定する講習会の課程を修了したもの」と定められています。つまり、実習生の指導を行うことができるのは、社会福祉士の資格取得後３年以上の相談援助業務体験を有し、更に「社会福祉士実習指導者講習会」の課程を修了した社会福祉士です。この条件を満たす実習指導者が施設・機関に不在の場合、実習を行っても単位認定をすることはできませんので注意してください。

（３）実習時間数について

「ソーシャルワーク実習」の単位認定に必要な時間数は、180 時間・23 日以上となります。時間数（180 時間）・日数（23 日以上）の両方の条件をクリアすることが必要となり

ます。仮に、実習中に日数及び時間数が不足しそうな場合には、実習指導者に相談し規定の実習時間の確保を依頼するようにしてください。

本学では、2施設・機関にまたがる実習を承認していません。1施設・機関の実習で上記の実習時間を確保することが必要となりますので注意してください。

．ソーシャルワーク実習のプロセスと達成課題

1．実習前の達成課題（事前学習）

- (1) ソーシャルワーク実習の目的・意義について深く理解する。
- (2) 個々の実習先の機能や関連する制度について理解を深める。
- (3) 実習場面で必要となるソーシャルワーク技法を習得する。
- (4) 社会福祉士の倫理綱領について理解を深める。
- (5) 実習関連施設・機関を実際に見学し、職員から指導を受ける（見学実習）。
- (5) 実習目標・実習施設機関に照らし合わせた実習計画書を作成する。
- (6) 実習体験の分析・考察及び記録の方法について理解する。
- (7) 実習指導（スーパービジョン）の意義について理解を深める。
- (8) 「ソーシャルワーク実習指導」担当教員（巡回指導教員）との個別面談を実施する。
- (9) 事前に実習施設・機関を訪問し、実習計画書を基に実習指導者（スーパーバイザー）と実習プログラムについて相談する。

2．実習中の課題

ソーシャルワーク実習の目的は、社会福祉士の実習施設・機関における役割・職能を理解し、その専門技術を習得することにあります。具体的には、実習生はニーズキャッチ・インテーク・アセスメント・プランニング・介入・モニタリング・終結に至る一連のソーシャルワークのプロセスを実際に体験することが求められます。同時に、アセスメントから援助計画に至るプロセスにおいて、利用者の自己決定や秘密保持など社会福祉士の倫理綱領の遵守、専門職間の連携、さらには活用可能な社会資源（社会福祉サービス）に関する情報収集なども意識的に取り組んでいかなければならない課題となります。

ソーシャルワークのプロセス

インテーク 情報収集 アセスメント プランニング 介入 評価 終結

（社会福祉実習研究会編『実習生のための対人援助技術』中央法規出版、67頁。）

4週間という短い実習期間の中で上記の課題を達成するためには、実習生の主体的な学びの姿勢と事前学習が肝要となります。その上で、実習指導者との連携協力及び実習課題の共通認識が必要不可欠です。実習計画書の作成の段階から上記の課題を意識すると共に、事前訪問及び実習中に実習生の希望を的確に実習指導者に伝える必要があります。以下、

施設実習を事例として「ソーシャルワーク実習」の4週間の実習プログラムの例を示していきます。

(1) 実習1・2週間目の実習プログラム

職場・職種の理解(利用者理解及び職員の役割理解に重点を置く)

中目標(一週間単位での目標)

- ・利用者の特性を理解する。
- ・コミュニケーション技術を発揮する。
- ・自立支援と生活支援の実際について理解を深める。

小目標(毎日の実習目標)

- ・利用者の名前を覚え、適したかかわり方、交流の仕方を学ぶ。
- ・観察やコミュニケーション、ケース記録を通して、利用者の情報を収集する。
- ・職員の利用者への関わりの観察を通して、コミュニケーション技術を習得する。
- ・職員から自立支援や生活支援の方法について説明を受け、要点を記録にまとめる。

(2) 実習3週間目の実習プログラム

ソーシャルワークの理解【1】(アセスメントの実施)

中目標

- ・特定の利用者の生活課題についてアセスメントを実施する。

小目標

- ・基礎アセスメントとして必要な利用者のプロフィールや生活状況、社会資源などに関する情報を収集する。
- ・利用者との係わりの場面を通して作成したプロセス・レコードから利用者の生活課題を発見する。
- ・職員の指導を受けながら、生活課題アセスメントを完成させる。
- ・実行可能な援助方針を検討する。

(3) 実習最終週の実習プログラム

ソーシャルワークの理解【1】(個別支援計画の策定・介入・評価)

中目標

- ・アセスメントを基に生活課題を解決・緩和するための援助計画を策定する。

小目標

- ・職員の指導のもとで、援助目標を設定する。
- ・短期目標(当面の課題)を達成するための、具体的方法を考案する。
- ・具体的方法で掲げた事柄を実践してみる(介入)。
- ・結果について、職員から指導・評価を受ける(評価)。

上記の課題は、ソーシャルワーク実習におけるプログラムの一例です。実習施設・機関・指導者の指導方針、さらには実習生自身の情報収集能力や援助計画を策定する力量を勘案して具体的な実習課題に取り組んでください。

3. 巡回指導及び帰校指導

ソーシャルワーク実習では、実習生は4週間(23日間)の実習期間中に原則週1回の頻度で、本学の実習指導教員との面談指導を受ける義務があります。面談指導の方法には、本学実習指導教員が直接実習施設・機関を訪問して実習生を指導する「巡回指導」と、実習生(学生)が大学(もしくは指定施設)に戻り、指導を受ける「帰校指導」の2種類があります。

本学の実習生(学生)は、実習期間中に巡回指導と帰校指導を計4回、必ず受けることが、ソーシャルワーク実習の単位認定の条件となります。原則として、巡回指導を2回、帰校指導を2回実施しますが、各学生の実習状況に留意して、巡回と帰校の回数を調整します。指定された日に必ず出席するようにしてください。

(1) 巡回指導及び帰校指導実施要領例(実習状況により巡回、帰校の入れ替えあり)

実習第1週間目	(巡回指導)
実習第2週間目	(帰校指導)
実習第3週間目	(巡回指導)
実習第4週間目	(帰校指導)

(2) 巡回指導日について

巡回指導日は、巡回指導教員及び実習施設・機関の都合によって決定されます。週の何曜日の何時になるかは、実習生の実習予定・実習指導者の業務・巡回指導教員の巡回予定によって決まります。日時が決まり次第、実習指導者より伝達があります。

(3) 帰校日及び帰校地について

帰校日については、大学で指定します(帰校日には実習予定を入れないようにしてください)。具体的な日時については、「ソーシャルワーク実習指導」の中で詳しく説明があります。指定された日時に指定された場所に必ず集合するようにしてください

帰校地は、本学を含めて3か所設置します。

神戸医療福祉大学姫路キャンパス(本学会場)

神戸医療福祉大学大阪天王寺キャンパス（大阪会場）

岡山市〔予定〕

（岡山会場）

4. 事後指導

ソーシャルワーク実習は、実習期間が終了しただけでは完結しません。印象に残っている数多くの実習体験を振り返り、実習指導教員とのスーパービジョンやグループワークを通して、一つ一つの事例を多様な角度から「意味づけ」をしていく作業が必要になります。この「意味づけ」を通して、実習の総合評価に至る過程が後期「ソーシャルワーク実習指導」の課題となります。

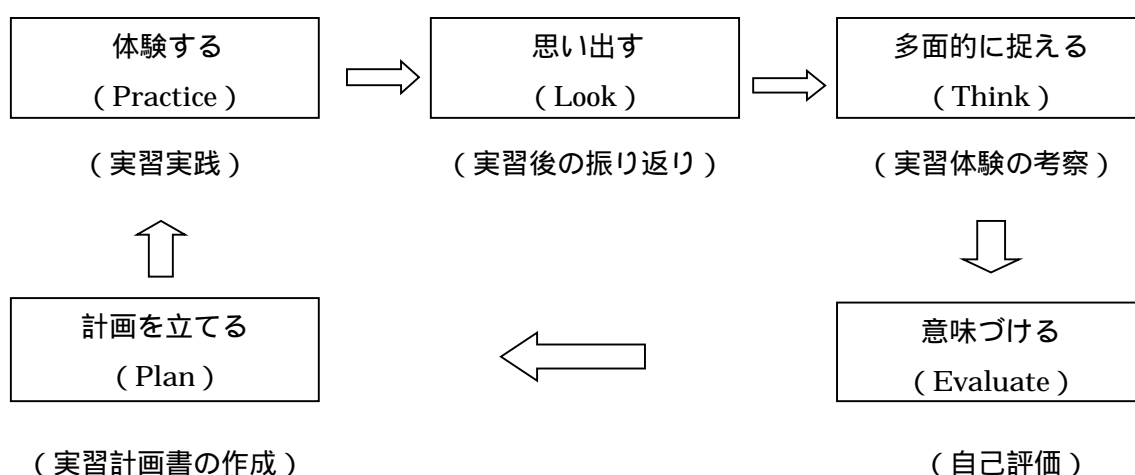
（1）実習後の提出書類（実習先への提出書類）

実習が終了したら「実習の総括」を速やかに作成し、実習施設・機関の指導者に提出してください。実習の総括は実習指導者の指示のもとで、実習終了後遅くとも1週間以内に提出するようにしてください。提出後、「実習評価票」や「実習出席簿・実習証明書」と共に大学に直接郵送されます。

（2）実習後の提出書類（実習指導教員への提出書類）

実習後に作成・提出する書類には、日々の実習記録の他に、「実習報告書」・「実習自己評価票」があります。実習終了後速やかに作成し、ファイルに全て収めた状態で後期第1回目の「ソーシャルワーク実習」の講義内で担当教員に直接提出してください。

（3）実習の「意味づけ」のフローチャート



（岡田まり他編『ソーシャルワーク実習』有斐閣、2002年、168頁）

・実習生としての留意事項（実習生に求められるマナー）

実習現場では、「大学を代表する者」と自覚して行動してください。皆さんの表情、言葉遣い、行動から神戸医療福祉大学全体が評価され、次期の実習生が歓迎されるか、拒否されるか決まるのが現状です。実習中は、配属された実習現場の諸規則に従って、社会福祉専門職を目指す者として責任ある行動をとるように心がけてください。また、実習生であることを自覚して、実習目標、達成課題を達成できるように努めてください。

下記に実習での留意事項を記載しますので、各自遵守してください。

1．実習先への提出物（提出物は必ず期限までに）

実習先に提出する書類には、**健康診断書・保菌検査書（検便検査）・誓約書・実習生個人票・実習計画書**が必要になります。

特に誓約書は、実習中に知り得た利用者の情報や職員業務の秘密保持を誓約するものです。同時に実習生が実習中に施設・機関に対して迷惑をかけないことを約束するものです。誓約書を提出することの意味を理解し、実習事前訪問の際に実習先へ提出してください。

2．実習に臨む基本的な態度（学ぶ姿勢を忘れずに）

経験を通して学ぶことができる実習は、とても貴重な学習の時間です。常に学ぶ姿勢を忘れず、実習をよりよいものにしましょう。

- （1）実習時間は厳守すること。少なくとも実習開始 15 分前に身支度を完了し、実習できる態勢を整えておくこと。やむをえず欠席や遅刻、早退をする場合は施設と大学実習担当係に事前連絡して、指示に従うこと。
- （2）利用者、職員に対しては自ら進んで挨拶をすること。
- （3）利用者、職員に対しての言葉遣い、態度に気をつけ、真摯な態度を心がけること。
- （4）実習施設・機関の運営方針を理解し、組織の秩序を乱さないこと。
- （5）実習生は指導を受ける立場であることを自覚し、実習指導者の指示に従う他、求められた報告や質問に誠実に応じること。
- （6）実習中は実習生（学生）であると同時に、利用者や家族から見れば施設・機関の関係者である。そのための責任ある行動をとること。

- (7) 分からないことがあれば積極的に質問し、曖昧にしておかないこと。
- (8) 職員から依頼されたことは、忠実に実行し、事後必ず経過を報告すること。
- (9) 実習施設の禁止事項には必ず従うこと。
- (10) 施設の物品を使った場合は、所定の位置にもどすこと。
- (11) 毎日実習終了後に必ず実習ノートを記録し、実習指導者の指示に従い提出すること。
- (12) 実習先での喫煙は原則禁止とする。喫煙の場合は、実習指導者の指示に従うこと。

3 . 利用者に対する態度 (人権尊重 福祉の基本)

実習生は利用者から見れば、「自分の生活空間に足を踏み入れる人」になります。利用者と接することは、個人のプライバシーに触れることにもつながるので、プライバシーや人権を意識して行動しましょう。

- (1) 利用者の人権を尊重し、利用者の願いや思いを共感しながら行動をすること。
- (2) 利用者は「 さん」と「さん」付けで呼ぶこと。(年齢により「 くん」)
- (3) どの利用者に対しても公平に接すること。
- (4) どの利用者に対しても積極的に挨拶すること。(但し、利用者が不安定の場合は留意を。)
- (5) 利用者に依頼されたことは、必ず実習指導者に相談して対処すること。自己判断はしないこと。
- (6) 利用者との個人的な情報のやりとりをしないこと(電話番号やメールアドレスの交換は厳禁)。
- (7) 金品を渡したり受け取ったりしないこと。
- (8) 軽々しく約束をしないこと。

4 . ハラスメント (不快な思い しない させない)

自分の行動がハラスメントにつながったり、時には自分が被害者になったりします。例えば、親しさを表すつもりと言動が相手を不快にさせてしまうこともあるので、相手の気持ちを汲み取った行動をしましょう。

- (1) 自分がされて嫌なことや言われて嫌なことはしないこと。
- (2) 他者の性的な言動により嫌だと感じたことに対しては、はっきり「NO」と言うこと。言えない状況の場合は、実習指導者もしくは教員に早急に相談する。

5 . 服装・身だしなみ (TPO と 清潔感)

実習生としての立場をわきまえ、利用者や実習指導者に違和感を与えないように配慮しましょう。また、衛生面にも気をくばりましょう。

- (1) 大学又は実習施設・機関の指示に従うこと。
- (2) 衣類は、活動的なものにして常に清潔を保つこと。
- (3) 化粧は、利用者や実習指導者に違和感を与えないよう、身だしなみ程度にとどめ、香水の利用は避けること。

- (4) 利用者を傷つけたり、利用者を刺激したりする恐れがあるので、指輪やピアスなどのアクセサリーの着用は避けること。
- (5) 髪は乱れないようにすること。奇抜な髪型や着色は厳禁。
- (6) 爪は常に短く切っておくこと。マニキュアは厳禁。
- (7) 靴は基本的に動きやすく安全な運動靴を履くこと（外履きと内履きの2つを用意する）。

6. 実習中の学生の態度（笑顔 忍耐 努力）

実習生であっても、利用者からみれば施設・機関の関係者の一員です。利用者に不快感や不信感を与えないように心がけましょう。

- (1) 実習生同士の私語は慎むこと。
- (2) 実習生同士を「ニックネーム」で呼ばないこと。
- (3) 実習指導者の指示を十分に理解できるように努力し、実習生単独で行動しないこと。
- (4) 実習の場にふさわしい声の大きさ、話し方に心がけること。
- (5) 利用者の状況に応じ、誠実さや優しさが伝わる接し方に努める（表情は豊かに！）。
- (6) 様々な生活不安をかかえる利用者には、忍耐強く、落ち着いて、迅速に行動すること。
- (7) 貴重品を実習先に持ち込まないこと。
- (8) 宿泊実習の場合、実習施設の規定を遵守すること。無断外出や、利用者の部屋及び他の実習生の宿泊場所への出入りをしない。

7. 災害等の緊急時の対応（慌てず連絡・相談・報告）

- (1) 暴風等の緊急警報が発令した場合、実習開始時間前に実習指導者へ電話連絡し助言を仰ぐこと。自己判断で欠席したり、無理に出勤したりしないように必ず連絡相談すること。
- (2) 災害等で実習が中止となった場合には、実習指導者に依頼をして後日振り替えの実習を行うこと（規定の実習時間・日数を確保すること）。同時に実習担当係へ報告すること。
- (3) 公共の交通機関の乱れ等で遅刻しそうな場合には、実習開始時間前に実習指導者へ電話連絡すること。

8. 実習中の健康管理（体調管理は自己責任）

実習中は、精神的にも肉体的にも疲れやすい状況です。自己管理をしっかりとって実習期間を過ごしましょう。

- (1) 規則正しい生活をする。
- (2) 実習中は、飲酒・夜更かしを避けて、実習に備えること。
- (3) 実習中はアルバイトをしないこと。
- (4) 夜勤実習は生活のリズムが乱れ、体調を崩しやすいので、休息を充分にとること。
- (5) 体調不良で実習が困難な場合には、必ず医師の診断を受けること（必ず診断書を発

行してもらうこと。実習を延長する場合などに必要となる場合がある。同時に、速やかに実習施設及び大学（実習担当係）に連絡をすること。

【キャリアサポート部実習課 直通 TEL：0790-22-2951】

9. 感染症予防（手洗い・うがいからはじまる感染予防）

感染症予防は自分の身を守ることにもつな갑니다。実習施設・機関からの注意事項を必ずまもりましょう。実習のはじめと終わりには手洗いとうがいをするように心がけましょう。

- (1) 実習のはじめと終わりには手洗い・うがいをする。
- (2) 発熱や下痢、せき等のひどい人と接触した場合には、その都度手洗い・うがいを行う。
- (3) 施設利用者の血液や体液には、素手で触れないこと。手などに傷がある場合には、実習指導者にその旨を伝え、指示に従う。
- (4) せきのひどい人に接する時には、直接しびきを浴びないようにする。浴びた場合にはうがいをすること。

感染症予防については、資料1（感染症について）を熟読して理解を深めておくこと。

10. 実習を終了するにあたって（お礼状を出すまで気を抜かない）

実習施設・機関の指導者は、業務多忙な中で実習生の指導に多くの時間を割いています。実習を終了するにあたって実習指導者や利用者に対する感謝の気持ちを表現しましょう。また、後片付けや挨拶を徹底して実習を終了しましょう。お礼状を出すまでは実習の一環であることを意識してください。

- (1) 実習が終了し、施設・機関を退出する際には、お世話になった全職員にお礼の気持ちをこめて挨拶をすること。
- (2) 利用者への挨拶は、実習指導者の指示に従うこと。
- (3) 実習中借用した部屋や物品は、きれいに清掃して元の位置に戻すこと。
- (4) 実習終了後、利用者との個人的な接触はしないこと。
- (5) 「実習の総括」を提出後、遅くとも1週間以内に実習先へお礼状を書くこと。複数名の実習生が同時期に実習を行った場合は、連名でもかまわない。

11. 問題発生時には必ず連絡を

遅刻、早退、欠席その他事故が発生した場合は、必ず実習施設だけでなく大学実習担当係に連絡をすること。その他実習中に感じた疑問などは実習指導教員に連絡すること。

気象警報発令の場合

(姫路キャンパス実習生)

実習施設・機関が所在する地域又は実習学生居住地域に、 暴風警報 特別警報のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

午前 6 時現在発令中の場合、自宅待機とする。

午前 9 時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。

夜勤等で、実習開始が午後からの場合、実習開始 2 時間前の時点で発令中のときは、実習を休講とする。

(大阪天王寺キャンパス)

実習施設・機関が所在する地域又は実習学生居住地域に、 暴風警報 特別警報のいずれかが発令された場合は、原則、次により対応する。

午前 7 時現在発令中の場合、自宅待機とする。

午前 11 時現在発令中の場合、終日、実習を休講とする。

夜勤等で、実習開始が午後からの場合、実習開始 2 時間前の時点で発令中のときは、実習を休講とする。

その際、実習生は、実習指導者、実習指導教員及びキャリアサポート部実習課に連絡すること。

連絡先

キャリアサポート部 実習課 : 0790-22-2951

．実習準備・実施・終了手続き・書類の作成チェック一覧

(手続きを終えたら 欄にチェックを入れる)

1．実習を履修する先修条件の充足

- (1) 社会福祉の学習及び実践に対して熱意と意欲を持っている。
- (2) 社会福祉士養成指定科目の単位を順調に履修している(科目数 科目)
- (3) 実習前確認試験に合格している(知識と技能の両方)

2．「ソーシャルワーク実習指導」及び「ソーシャルワーク演習」の受講

- (1) 授業には全て出席している(欠席回数：指導 回・演習 回)
- (2) 見学実習に参加し、記録を期日までに提出している。
- (3) 実習施設・機関等の情報収集を行い、資料を整備している。
- (4) 実習施設・機関等の利用者について情報収集を行い、資料を整備している。

3．ソーシャルワーク実習指導 担当教員との打ち合わせ

- (1) 試験期間前に、本授業の指導教員による指導を受け、事前訪問の準備方法と巡回指導・帰校指導の内容について直接指導を受ける。
- (2) 「実習計画書」の内容をよく理解し、教員に説明できるようにしておく。

4．事前訪問アポイントメント

- (1) 「ソーシャルワーク実習の手引き」を熟読し、理解して、訪問の準備を行う。
- (2) 実習施設・機関の実習指導者の立案に沿って日程と面談を約束する。
- (3) 事前訪問日程：平成 年 月 日() _____時

5．事前訪問

- (1) 実習計画書の提出(すでに実習施設・機関からの依頼がある場合は別)実習計画書を必ずコピーしておき、実習時に役立てる。
- (2) 誓約書の提出
- (3) 訪問終了後「事前訪問記録票」を作成し、実習指導教員に提出する。
直接提出できない場合は、郵送にて提出する。

なお実習生個人票は大学より郵送：指定期日までに担当教員に提出すること。

6．実習開始まで

- (1) 「実習計画書」に記入した事前学習を確実に実行する。
- (2) 保菌検査(検便検査)の手続きを行い、提出の準備をする。同時に健康診断書を発行する。

(3) 「実習施設・機関等の概況」を作成する。

7 . 実習初日

以下の書類を実習施設・機関に提出する。

(1) 健康診断書の提出

(2) 保菌検査書(検便結果)の提出

(3) 「実習出席簿・実習証明書」を実習指導者に提出し、取扱いについて指示を仰ぐ。

(4) 実習評価票(様式 11)の用紙を実習指導者に提出し、評価を依頼する。

8 . 実習中

(1) 実習出勤簿に毎日必ず捺印する。

(2) 毎日の実習終了後に必ず実習日誌を記入し、実習指導者に提出する。

(3) 返却された実習日誌を振り返りに活用する。返却が滞る場合には実習指導者に照会
する。

(4) 巡回指導及び帰校指導を受ける際には、必ず、実習計画書を含め日誌(手元に
返却されているもの)を持参し、指導を受ける。

9 . 実習終了後

(1) 実習終了時、速やかに「実習の総括」を作成し、実習指導者に提出する。

(2) 実習終了後「実習報告書」、「実習自己評価票」を作成し、後期第 1 回目の「ソーシ
ヤルワーク実習指導」の授業で実習指導教員に提出する。

(3) 「実習日誌」が全部、自分の手元へ返却されたか確認する。

(4) 実習指導教員と面接し、実習出席簿と実習評価票の内容を確認し、実習自己
評価票内容、日誌と照らし合わせ、反省点や今後の課題を検証する。

(5) 1 週間以内に、実習先にお礼状を出す。

参考 事前訪問アポイントメント(面会の約束)例とマナー

- 1 まず、挨拶 「はじめまして。」(2度目以降は「お世話になっております。」)
- 2 自己紹介 「わたくし、神戸医療福祉大学 学科 年の と申します。」
- 3 依頼方法 「お忙しいところ、お電話させていただき申し訳ありません(すみません)。今、お時間のほうはよろしいでしょうか。」、また「いつ頃にお電話させていただければよろしいでしょうか。」
- 4 用 件 「この度は実習を受けていただきありがとうございます。つきましては、実習の前に、そちら様にお伺いさせていただき、事前指導を受けたいと思っています。実習指導者の方にお取次ぎ願えますでしょうか。」
- 5 今後の手続き 実習指導者の方に対して、「 様、訪問させていただく日時を決めたいのですが、ご都合はいかがでしょうか。できましたら 月 日から 日までは前期試験があり、その期間以外でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。」実習指導者からの「了解しました。では 月 日に…」に対しては、「ありがとうございます。では 月 日の 時にお伺いいたします。」「また、追ってご連絡します。」に対しては、「お電話をお待ちしております。または「では、改めましてお電話いたします。」、また「当日、何か、服装や準備について注意事項がありますでしょうか。」など確認依頼ができるように。
- 6 連絡先の確認 「私の連絡先は 番です。ご要件がありましたら連絡ください。」
- 7 感 謝 話が終わったら「ありがとうございました。失礼いたします。」

マナー

忙しい社会福祉の現場に電話で依頼することは、貴重な時間を割くことになる。そのことをよく理解し、しっかりと実習指導者の方の都合を確認すること。

電話をかける時間帯の目安 午前 10:00～11:00 午後 14:00～15:00

まずは自分から名乗ること。立場、身分を一番最初にはっきりさせること。

自分から、先に電話を切らない。 相手が電話を切るのを待つこと。

アポイントメントの重要な要件は、復唱確認を。

「 について再確認したいのですが」

静かな場所でかけること。はっきりと丁寧な声で行うこと。

電話をかける前に、伝える内容をメモしておくこと。相手方の質問に応えられるように、「実習の手引き」内容を理解し、作成した各書類を手元に置いて、常に参照できるように。また、自己紹介もできるようにしておくこと。

資料2 感染症について

社会福祉施設のような集団生活の場では、感染症対策は重要な問題です。感染症対策は利用者やそこで働く職員の健康を守るためには必要不可欠ですが、知識不足から不安感を増殖させたり、利用者に対するサービスの質の低下を招いたりしては意味がありません。

実習生が感染源を施設内に持ち込んだり、利用者に不安感を持たせたりしないためには、感染症に対する正しい知識と予防策が必要となります。各自、実習前に予防策を理解した上で実習に臨むようにしてください。

1. 感染症とは何か？

感染症とは、病原微生物が体内に侵入して起る病気です。どのような病原体によってどのような病気が発生するかは、その病原体の性質と私たちの身体の性質によって決まります。私たちの身体には病原微生物に対する感染抵抗力がありますが、この抵抗力が弱いと種々の感染症に罹る危険性が増殖します。

2. 感染の経路

(1) 飛沫感染(ひまつかんせん)

せきやくしゃみの際に飛び散るしぶきの中に病原体が混じり、空気中に浮遊したものが他者の呼吸器系へ吸い込まれて感染します(例:結核、インフルエンザなどのウィルス感染)。

(2) 経口感染(けいこうかんせん)

汚染された水や食事などが手指から口内を経由して感染します(例:赤痢、コレラ、食中毒など)。

(3) 接触感染(せつしょくかんせん)

皮膚や粘膜の接触による感染で性行為が関係するものが多いです(例:淋病、梅毒、クラミジアなど)。

(4) 血液媒介型感染

日常生活では感染することはありませんが、血液がついた注射針やガラス片などで皮膚を傷つけて感染する場合があります(例:血清肝炎、梅毒、HIV感染など)。

(5) その他

昆虫を媒介とした感染症があります(例:日本脳炎、マラリア、ツツガムシ病など)。

3. 院（施設）内感染

院（施設）内感染とは、広い意味では病院や施設において患者や利用者、従事者が発症した全ての感染症の総称です。患者や利用者の感染抵抗性の低下とともに、元々体内に持っていた微生物が感染症を起こしてくる内因性院内感染症と、病院環境や他の患者や利用者、医療・介護職員から病原体を受け取って発症する外因性院内感染症の2つがあります。

（1）MRSA

MRSA とは多剤（メチシリン）耐性黄色ブドウ球菌、つまり多くの抗生物質が効かなくなった耐性ブドウ球菌です。健康な人が感染しても問題はありませんが、衰弱した高齢者や慢性疾患の患者、手術や臓器移植後などに免疫状態が悪くなった人が感染すると治療が大変困難になるといわれています。感染経路をたどると、多くの場合発症した患者に接触した医療従事者の手を介して他の人に広がります。MRSA 感染を予防するためには、医療従事者や介護者の日常における手首の消毒が基本となります。抵抗力の弱い高齢者に自分たちの手を介して菌を運ばないようにする注意が必要となります。

（2）血液媒介型感染症

肝炎はウイルスによる感染症です。ウイルスには A～E がありますが、A と E が経口感染でその他のウイルスは血液が感染経路となっています。中でも B 型肝炎ウイルスは感染力が非常に強く、日常的に感染予防対策を整えておくことが必要です。しかし、感染力が強いといっても正常な皮膚に血液が付いただけでは感染しません。介護をする際に、手に新しい傷がある場合には手袋をして予防しますが、傷がない場合でも付着した血液は必ず流水で洗い流しましょう。普段から流水での手洗い（石鹸・ピューラックス・アルコールローション等を使用）、手袋の使用、汚物の衛生管理などを慣習化することが大切です。

一方で C 型肝炎は慢性化しやすく、長い経路で肝硬変に移行したり、肝癌を併発したりすることがあります。汚染された血液製剤の輸血が主な感染経路です。ウイルスキャリアの血液中ウイルス量は、B 型肝炎ウイルスの場合よりはるかに少ないので、B 型肝炎と同様の態勢で対応します。A 型肝炎はウイルスによって汚染された生鮮魚介類を介して経口感染するウイルスです。食中毒対策に準じた注意が必要です。

（3）疥癬（かいせん）

疥癬（かいせん）とは、ダニの一種であるヒゼンダニが皮膚（角質層）に住み着いて起る感染症皮膚病です。腹部や腋下、大腿内側など皮膚のやわらかい部分に赤

い丘疹ができ、激しいかゆみを伴います。指の間や手関節の所に線状のうねった皮疹（疥癬トンネル）をつくり、その中にヒゼンダニのメスが住み着き産卵します。昼間はそれほど症状がなくても、夜ふとんの中で温まると猛烈に痒くなるなど昼夜の差が大きいのが特徴です。

ヒゼンダニは摂氏 50 度以上の温度で死滅します。身体から離れて衣類や器具についたヒゼンダニは 24 時間位しか生存することができません。感染者の皮膚や感染者が触れたものに触るときには、ゴム手袋を付けます。もし皮膚に直接触れてもすぐに流水に石鹸で洗えば問題ありません。注意事項として、手洗いの励行、かゆみの強い発疹が出たときは皮膚科に受診すること、感染時の家庭での二次感染予防に努めることの 3 点を実行しましょう。

（４）病原性大腸菌 O 157

食物や水などによって、経口感染します。菌はベロ毒素を発生し、便の中に出ってきます。赤痢菌と同等の強い感染力と毒力を持っているといわれています。感染から発症までの期間は 4 ～ 8 日です。症状が重くなると下痢の回数が増し、便に血が混じります。子どもや高齢者は溶血性尿毒症候群（尿が出なくなったり、障害が起こる）や血小板減少症を併発して、重症になることがあるので注意が必要です。

【注意事項】

料理の時、生肉・魚・野菜類を流水で十分に洗い流す。

料理の途中で動物に触ったり、トイレに行ったり、おむつ交換などをした場合にはしっかりと手を洗う。

生肉や魚を切ったらまな板や包丁をしっかりと洗う。

加熱を十分にすることで殺菌することができる。

怪しいと思われる食品は迷わずに捨てる。

【もし感染が疑われたときには】

医師の診断を受ける。

患者の便を処理するときには使い捨てのゴム手袋を着用する。

おむつ交換の際には十分気をつける。

患者の便に触れてしまった時には、流水で十分に手を洗い、アルコール、ウエルパスなどで確実に消毒する。

便で汚れた衣類などは、アルコール・スプレーなどで噴霧しあとで別に洗濯する。

患者がお風呂で使用する場合、混浴を避けてその後に乳幼児の入浴はさせない。

(5) 発疹性ウイルス感染症

突発性発疹、麻疹、風疹、水痘、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）など、小児期にみられるウイルス性の感染症で、それぞれ特徴的な皮疹がみられます。一度かかると免疫ができるので、感染者の多くが小児です。麻疹、風疹、水痘は予防ワクチンの摂取が行われています。

以上、感染症について説明してきましたが、感染経路はどれも限定されており、基本的な注意事項を遵守すれば実習生が感染して危険が生じることは殆どありません。不確かな情報に惑わされて、感染症に過度に怯えたり、利用者に不安を与えたりすることがないようにする注意が必要です。

平成31年3月卒業生の進路

就職先		人数
社会福祉事業	老人施設・介護施設	0
	障害者支援施設	0
	児童福祉施設	1
	社会福祉協議会	0
	学校・教育機関	0
	その他	0
公務員	国	1
	都道府県	4
	市(区)町村	3
その他	医療機関	0
	他産業	52
	進学	4
	未就労	4
合計		69